

令和 5 年度財政健全化判断比率

新郷村

1. 令和 5 年度決算における財政の健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等を算定し、次のとおり算定結果がまとまりましたので、お知らせします。

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	6.0	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

備考

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

2. 令和 5 年度公営企業決算における経営の資金不足比率

各公営企業会計における資金不足比率を次のとおりお知らせします。

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
新郷村簡易水道特別会計	—	20.0	
新郷村特定環境保全公共下水道特別会計	—		
新郷村農業集落排水事業特別会計	—		

備考

資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。